

# 人口問題研究

## 第四卷 第十・十一・十二號

### 調査研究

#### 育児費調査結果の概要(一)

關山直太郎

- 第一序 説
- 第二 所得階級別の扶養子女數
- 第三 子女數と一般生活費總額
- 第四 子女數と一般生活費の内譯
- 第五 同一所得階級に於ける子女數と一般生活費の内譯
- 第六 子女數と育児費總額
- 第七 子女數と育児費の内譯
- 第八 同一所得階級に於ける子女數と育児費の内譯

育児費調査結果の概要(一)

- 第九 子女數と一般生活費及育児費合計額
- 第十 子女數と室數及疊數
- 第十一 子女數と衣料切符消費量
- 第十二 要 約

#### 第一序 説

戦争が長期に亘り、情勢が日に苛烈となるに及び、銃後生活も著しく深刻化し、衣食住殊に衣食の問題が一入世人の關心を引く様になつた。特に多數の子女を擁する家庭に於ては、物量及貨幣量の兩面に於て、此問題は甚だ痛切となり、人口政策的見地からも決して等閑視するを許さなくなつた。曩に妻竝に十八歳未満の子女を有する家庭に對して、所得税の減免及び家族手当の支給が斷行せられ、又其率及び支給範圍が擴充強化されたのは、かゝる政策的見地からなされたものであることは云ふ迄もない。而して現行の制度によれば、所得税の扶養家族控除は妻竝に子女一人につき月二圓(子女五人以上の場合は夫々月三圓)、又家族手当は夫々月五圓であることは周知の通りである。即ち一人の子供があれば月々七圓、五人の子供があれば月々四〇圓の手當が支給されると云ふことが出来る。勿論これ等の金額は、夫自體として妻竝に子女の養育費を幾分でも輕減して、以て人口政策の一端に資しようとする云ふのであつて、毫も養育費を補償し、或は保證し

ようと意圖するものではない。従て其の目安も、單に財政的に許さるゝ範圍内、社會的な大凡その見込内に決定されてゐるので、必ずしも科學的・實證的の基礎に成つたものではあるまい。從來家計の調査は我國に於ても決して乏しくなく、殊に内閣統計局は十數年來全國的に家計調査を施行し、年々貴重な資料を公刊してゐる。之に依れば一般生活に於ける貨幣支出が夫々の部門に分類されて居り、都市別・職業別・収入階級別の生活費を知ることが出来る。而も分類の中には育児費・教育費の如き項目も存してゐて、一應の参考となるのであるが、然し同統計は本來育児費・教育費の調査を目的としてゐるのではないのであるから、全面的に育児費調査に役立つといふことを得ない。況んや同調査は能ふ限り標準的家庭（家族員平均四人餘）を取ることをしてゐるため、養はるゝ子女數が餘りに寡少な憾があり、従て又統計の表章も子女數別の分類を持つて居ず、此點は育児費調査の上から見て甚だ遺憾とされてゐたのである。

當研究所人口民族部では、此の缺を補ひ、實際的な基礎資料を提供するため、曩に昭和十八年一月決定を経て、育児費調査を執行することとした。

其の要綱は本誌第三卷第十一號に之を掲げたが、今此の内調査対象・調査事項及調査地域を摘記すれば次の如くである。調査対象を満十三歳未満の子女（必ずしも實子女に限らず）を有する家庭としたのは、此等の者が一般に國民學校初等科以下の幼児であつて、全く自活力のない被養育者であるのに對して、十三歳以上の者には中等學校其他に通學する者、或は早くも自活の資を多少共獲得する者があり、育児費調査の対象としては適當しないと認められたからである。此點所得税法や家族手当制度に於て、十八歳未満の子女を免税或は給付対象としてゐるのと吻合しないのも已むを得ない。又全然子供を有しない家庭をも含めたのは、比較對照上の便を思つたから

である。尚ほ地域の選定及調査対象を國民學校の教員と限定したのは、第一次の試みとして全くの便宜に出でたものであるが、調査の客觀性・妥當性を高からしむるためにも稍、適正ではないかと考へられる。又支出を現金支出に限つたのも多少問題であるが、調査を簡便ならしむる趣旨に於て、之亦已むを得ないものと諒察されたい。

(一) 調査対象

第一次の試みとして先づ全國代表的なる都市及農村の國民學校有配偶男職員中左の條件に叶ふ者に調査票を配布し、記入を求むることとした。

(イ) 夫婦と満十三歳未満（昭和五年四月二日以後出生）の子供だけの家庭

(ロ) 夫婦だけの家庭

(二) 調査事項

左の項目に付き昭和十八年二月中の實績（貨幣支出）を記入せしむ。但し事項によつては二月一日或は二月末日現在のものもある。

(イ) 家族關係

夫妻氏名及年齢

子女の性別・順位及年齢

(ロ) 一般生活費（育児費として分析し難き費目）

住居費、食費、衣料費、光熱費

(ハ) 育児費

牛乳代、間食代、身の廻品代、玩具代、教育費、保健費、醫療費、其の他

(ニ) 平均月收

(ホ) 室數及疊數





一	子	五九七	六	七三	二三八	一六四	六一	三四	一五	三	一一	二
二	子	七三三	四	三七	二一八	二五一	一一四	四六	二五	九	一三	五
三	子	五八六	一	二一	九六	二二九	一三七	四四	二四	一二	一六	七
四	子	三四三	一	三	三四	二二六	九七	三六	二六	八	一〇	一
五	子	一〇〇	一	一	八	三三	三六	二一	六	一	一〇	一
六	子	三三	一	一	一	一一	一一	四	二	一	二	二
七	子	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

國民學校教員の所得は上下概して極端なる開差のないことは、豫め想像された所である。即ち此事は、略、所得を同じうする、從て又生活内容も

分相異することが判るのであつて、云ふ迄もなく前者の方が後者よりも一般に所得額が多い。

略、同程度と豫測される此等の人々の間に於て、子女の有無多寡が如何に消費生活、就中育児費の面に影響を及ぼしてゐるかを測定しようとする本調査の目的に甚だ叶つたものと云ふべきである。今前表に就て見るに、一〇〇圓乃至一二〇圓の所得者を最多として、一二〇圓乃至一四〇圓の所得者が之に亞ぎ、此兩者で全體の四割七分を占め、更に此前後の八〇圓乃至一〇〇圓、一四〇圓乃至一八〇圓の所得者を加ふれば總數の八割五分に達し、八〇圓未満及一八〇圓以上の所得者は僅に一割五分に止まるのである。然し之を更に詳しく市部と郡部とに分けて見ると、所得者の集中度が幾

即ち市部に於ては一二〇圓乃至一四〇圓の所得者層が最も多く、一四〇圓乃至一六〇圓の者が之に亞ぎ、右兩者で總數の四割七分を占むるに對し、六〇圓未満は全然なく、八〇圓未満は總數の〇・五%にも足らない。然るに郡部に於ては一〇〇圓乃至一二〇圓の所得者を最多とし、八〇圓乃至一〇〇圓之に亞ぎ、右兩者で總數の五割九分を占め、且つ六〇圓未満が約一%を存するに對し、一六〇圓以上は全體の八%に過ぎないのである。今各所得階級別の平均所得額を子女數別に表示すれば左の如くである。

第二表 所得階級別・子女數別平均所得額

(一) 全 國

子女數	總平均	六〇圓未満	六〇圓以上 八〇圓未満	八〇圓以上 一〇〇圓未満	一〇〇圓以上 一二〇圓未満	一二〇圓以上 一四〇圓未満	一四〇圓以上 一六〇圓未満	一六〇圓以上 一八〇圓未満	一八〇圓以上 二〇〇圓未満	二〇〇圓以上
總平均	三三・五三	三三・七四	三三・三三	三三・五三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三
〇	二九・九一	三三・〇〇	三三・三三	三三・五三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三
一	二八・〇八	三〇・七〇	三三・三三	三三・五三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三
二	二五・九七	二五・四七	三三・三三	三三・五三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三

育児費調査結果の概要(一)





第三 子女數と一般生活費總額

茲に一般生活費と稱するのは、住居費・食費・衣料費・光熱費及其の合計であつて、此等は一般に生活必需費と目され、概して子女の有無多寡によつて必然的に増減するものと認められるものである。但し如何程之が實際に増高するかは、消費の性質上直接に且つ明細に分析することを得ない種類のものであるから、特に之を直接の育児費と分けて觀察することとしたのである(衣料費の中には大人用と子供用とを分けたが、之は直接に子供の衣料として購入した分を記入させたのであつて、布圍・敷布・蚊帳其の他

第四表 所得階級別・子女數別・一般生活費總額

(一) 全 國

子女數	總 平 均		六〇圓未満		八〇圓以上		一〇〇圓以上		一四〇圓以上		一六〇圓以上		一八〇圓以上		二〇〇圓以上	
	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子	子
總 平 均	八三・七三															
一	七三・六六															
二	八一・七六															
三	九一・二六															
四	九四・一五															
五	九七・一三															
六	一〇〇・五〇															
七	一〇三・三〇															
總 平 均	一一〇・五五															

を含んで居らず、従て子供の衣料費の全部といふわけではない。勿論茲に採らなかつた消費項目、例へば交通費・通信費・交際費・修養娛樂費・旅行費等の如きも、概して子供の有無多寡に依つて増減すると考へられるが、此等は所謂文化費と稱せられるものであつて、前記の生活必需費の如く直接明白に影響を受けるものと云ふことを得ない。本調査に於て故らに此種の費目を採らなかつたのは、斯かる理由からであり、而して又之によつて記載及調査の複雑化することを避けたのであつた。

先づ所得階級別の一般生活費合計を子女別に掲げる。



に於ては六〇圓未満が七九・三%を一般生活費に充つるに對し、二〇〇圓以上に於ては五三・六%が之に充當される。殊に郡部に於ては一五〇圓内外に於ては其の五〇・九%が、二〇〇圓級に於ては四三・一%が此一般生活費に充てられてゐるに過ぎない。然し市部に於ては一〇〇圓以下の所得者では殆ど全部が生活費に充てられ、殊に六七十圓級に於ては一般生活費のみで、も赤字を呈して居るのが知られ、二〇〇圓前後に於て六〇%内外となり、始めて若干の餘裕が生じてゐると認められるのである。

次に無子世帯の生活費を一〇〇とする場合、一子を増す毎に幾許の増高を示すかを、指數を以て表はせば左の如くである。

第五表 無子世帯を基準とする所得階級別・子女數別一般生活費總額の指數

		(一) 全 國																	
子女數	總平均	六〇圓	八〇圓	一〇〇圓	一二〇圓	一四〇圓	一六〇圓	一八〇圓	二〇〇圓	以上	六〇圓	八〇圓	一〇〇圓	一二〇圓	一四〇圓	一六〇圓	一八〇圓	二〇〇圓	以上
〇子	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00
一子	108-00	120-80	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30
二子	122-60	127-50	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30
三子	134-50	140-40	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30
四子	146-40	152-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30
五子	158-30	164-20	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30
六子	170-20	176-10	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30
七子	182-10	188-00	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30
		(二) 市 部																	
子女數	總平均	六〇圓	八〇圓	一〇〇圓	一二〇圓	一四〇圓	一六〇圓	一八〇圓	二〇〇圓	以上	六〇圓	八〇圓	一〇〇圓	一二〇圓	一四〇圓	一六〇圓	一八〇圓	二〇〇圓	以上
〇子	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00
一子	108-00	120-80	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30	101-30
二子	122-60	127-50	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30	109-30
三子	134-50	140-40	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30	111-30
四子	146-40	152-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30	113-30
五子	158-30	164-20	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30	115-30
六子	170-20	176-10	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30	117-30
七子	182-10	188-00	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30	119-30

		(三) 郡 部																	
子女數	總平均	六〇圓	八〇圓	一〇〇圓	一二〇圓	一四〇圓	一六〇圓	一八〇圓	二〇〇圓	以上	六〇圓	八〇圓	一〇〇圓	一二〇圓	一四〇圓	一六〇圓	一八〇圓	二〇〇圓	以上
〇子	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00
一子	109-50	120-80	104-30	104-30	104-30	104-30	104-30	104-30	104-30	104-30	104-30	104-30	104-30	104-30	104-30	104-30	104-30	104-30	104-30
二子	126-30	127-50	113-70	113-70	113-70	113-70	113-70	113-70	113-70	113-70	113-70	113-70	113-70	113-70	113-70	113-70	113-70	113-70	113-70
三子	137-80	140-40	116-10	116-10	116-10	116-10	116-10	116-10	116-10	116-10	116-10	116-10	116-10	116-10	116-10	116-10	116-10	116-10	116-10
四子	149-50	152-30	118-50	118-50	118-50	118-50	118-50	118-50	118-50	118-50	118-50	118-50	118-50	118-50	118-50	118-50	118-50	118-50	118-50
五子	155-50	164-20	120-60	120-60	120-60	120-60	120-60	120-60	120-60	120-60	120-60	120-60	120-60	120-60	120-60	120-60	120-60	120-60	120-60
六子	169-80	176-10	122-70	122-70	122-70	122-70	122-70	122-70	122-70	122-70	122-70	122-70	122-70	122-70	122-70	122-70	122-70	122-70	122-70
七子	179-30	188-00	124-50	124-50	124-50	124-50	124-50	124-50	124-50	124-50	124-50	124-50	124-50	124-50	124-50	124-50	124-50	124-50	124-50

右に依て見れば、總平均に於ては一子の世帯は一〇六・〇八、二子の世帯は一〇一・六八となり、順次一二四・六六、一二八・六〇、一三二・六七、一六四・三二と遞増し、七子に至つて一三五・六四と低下してゐる。但し此低下の理由は七子世帯が總て郡部所在であり、且つ其數も僅か三件に止まつて、極めて偶然的のものであるからに外ならない。

次に市部に於ては一〇一・三八、一〇九・八六、一一九・〇五、一二三・七二、一二九・四八、一六一・〇一と逐増し、更に郡部に於ても一〇九・九五、一一六・二二、一三七・〇八、一四三・九三、一五〇・五一、一八九・九八と規則的に上昇し、唯前記の理由から七子世帯のみ一七九・〇二と低下し

てゐるのである。

全國・市部・郡部の夫々に就て各所得階級別に詳しく觀察説明することは煩に失するから、之を省略し、試みに夫々の最頻値の所得階級及其前後に就て略説しよう。全國平均に於ては一〇〇圓乃至一二〇圓の所得者が最多數であるが、此所得層に於ては無子世帯よりも有子世帯の生活費が遞増するといふ一般的傾向を示さず、寧ろ一子世帯及二子世帯は無子夫婦よりも少き費用を以て生活してゐることが知られる。勿論此所得層は郡部に於て壓倒的に大であり、茲では一子世帯一〇六・九〇、一一五・八〇、一三四・八〇、一三八・二四、一三四・〇八、一三八・七九、一一七・六五と概ね遞増してゐるが、市部に於ては一子世帯は九三・六三と激落し、二子世帯一〇四・八四、三子世帯一一五・八五、四子世帯一〇七・三三、五子世帯一三九・二〇となつてゐる。即ち都市に於ては此級の所得者は一人の子供を有する世帯よりも、寧ろ無子の夫婦が贅澤な生活をしてゐることが推知される。而も此傾向は一四〇圓乃至一六〇圓の所得層にも見られ、無子世帯の一〇〇に對して、一子世帯は九七・二一、二子世帯は九九・九一となつてゐるのである。郡部に於て斯かる傾向を示してゐるのは一八〇圓以上の所得者であつて、無子世帯は屢、一子、二子、甚しきは三子、四子世帯よりも多額の生活

第六表 子女數別一般生活費内譯

(一) 全國

子女數	住居費			食費			衣料費			光熱費				
	家賃	其他	合計	米麥費	其他	合計	大人用	子供用	合計	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他	合計
總平均	九・九二	五・四九	一五・四一	一三・〇二	二七・九一	四〇・九三	九・八九	七・四三	一七・三三	六・七〇	六・〇	二・一九	五・五七	一〇・〇六
〇子	一一・四九	六・二七	一七・七六	八・四五	二四・七七	三三・三三	一三・八〇	二・二一	一六・〇一	五・四五	四・七	一・九〇	四・〇	八・三三
一子	一〇・八二	四・七八	一五・六〇	一〇・四三	二六・一九	三六・六三	九・六〇	六・六五	一六・二五	五・八三	六・二	二・二四	六・一	九・三〇

育児費調査結果の概要(一)

費を支出してゐることが知られる。

次に都市の最頻値所得層である一二〇圓乃至一四〇圓の階級では、一子一〇二・三八、二子一〇七・五二、三子一一四・七二、四子一二〇・八五、五子一二六・八四、六子一四七・六六と遞増し、又此層は郡部に於ても全國平均に於ても同様の増高ぶりを示してゐるのである。

第四 子女數と一般生活費の内譯

本調査に於ては一般生活費として住居費・食費・衣料費及光熱費をあげ、更に夫々の主要費目として家賃・米麥費・薪炭代・瓦斯代・電氣代等を區別し、又衣料費に就ては大人用と子供用とを分けた。住居費の「其他」には一般修繕費・障子・襖紙・硝子・墨等の費用や、水道・井戸の入費・家具・什器及設備費等を含め、又食費中の米麥費には之と代用せらるゝウドン・パン代をも含め、「其他」には副食物費・調味料・漬物代及外食費等を含めた。被服費中大人用には家庭用をも入れ、尙綿代・絲代・仕立代・洗濯費も含め、光熱費中の「其他」には石炭代やマツチ代を入れることとした。所得階級別に就ては後述することとし、今總平均について住居費・食費・衣料費及光熱費を子女數別に表示すれば次の如くである。



六	子	一・五五	一六九四	一八四九	三・三一	三〇・四四	五二・七五	九・八四	一一・七五	三二・五九	一〇・〇〇	—	二・二七	・三六	三二・五五
七	子	一・三三	二・九二	四・一五	二六・五八	三三・七九	六〇・三七	八・四〇	一六・一〇	三四・五〇	七・九四	—	二・三五	—	一〇・三九

右に依て觀れば、住居費は全國總平均一五四四一錢、此内家賃が約一〇圓を占め、食費は四〇圓九三錢で、此内米麥費は約一三圓を占めてゐる。衣料費は大人用(家庭用を含む)九圓八九錢、子供用七圓四三錢で、合計一七圓三二錢となり、光熱費は市部と郡部とは費用を大に異にしてゐるが、薪炭・瓦斯・電氣代其他を合せて合計一〇圓〇六錢となつてゐる。市部と郡部との費用の差異は勿論光熱費に限らず、家賃に於ても著しく郡部が低率

次に無子世帯の支出額を一〇〇として、一子女を増す毎に如何に各費目が増減するかを左に表示しよう。

第七表 無子世帯を基準とせる子女數別一般生活費内譯の指數

(一) 全國

子女數	住居費			食費			衣料費			光熱費				
	家賃	其他	合計	米麥費	其他	合計	大人用	子供用	合計	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他	合計
〇	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00
一	九〇・七	七六・四	八七・八	三三・四	一〇七・七	一四〇・一	六九・七	三二・六	一〇二・三	一〇六・七	三二・九	一一三・六	一五三・五	一一九・三
二	八六・九	七二・四	八二・四	四二・四	一三三・七	一八六・一	六七・五	三二・九	一四〇・四	一四九・七	三三・七	一五七・九	一五〇・〇	一四三・四
三	七九・九	七〇・八	七五・八	四七・六	一三九・八	一八七・四	六七・四	三二・〇〇〇	一四九・四	一五七・七	三三・〇	一六〇・六	一四九・〇〇	一四三・四
四	七二・六	六九・七	七一・一	三二・七	一三九・〇	一七四・七	五九・四	三二・三	一四一・七	一四八・七	三三・九	一六四・七	一四七・〇	一四〇・七
五	七二・一	六九・九	七一・〇	二五・四	一三九・八	一六五・二	六三・五	六四・六	一三〇・一	一五七・〇	二七・〇	一六三・三	一五三・〇	一四七・〇
六	六二・〇	五八・三	六〇・一	二九・三	一三九・七	一六九・〇	六一・〇	五九・〇〇〇	一二〇・〇	一五七・六	二七・〇	一六三・三	一五三・〇	一四七・〇
七	一〇七・〇	四六・七	三三・七	三二・四	一三九・七	一八七・四	六〇・八	七二・六	一三三・四	一五七・六	—	一三三・六	—	一三三・六

(二) 市部

子女數	住居費			食費			衣料費			光熱費				
	家賃	其他	合計	米麥費	其他	合計	大人用	子供用	合計	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他	合計
〇	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	—	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00
一	九〇・九	六九・三	八二・六	一六・六	一〇六・四	一四〇・〇	六九・九	—	一四〇・〇	一〇九・九	三二・三	一三三・六	一五三・八	一四七・〇
二	八八・七	七九・一	八三・九	一六・三	一〇九・八	一三九・六	六九・四	—	一三九・四	一〇九・九	三二・三	一三三・六	一五三・八	一四七・〇

育児費調査結果の概要(一)

(三) 郡部

子女數	住居費			食費			衣料費			光熱費				
	家賃	其他	合計	米麥費	其他	合計	大人用	子供用	合計	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他	合計
三 子	八三二	八三三	八三二	一六七五	一三七六	一五九三八	五六五四	—	二〇〇〇	一四六九五	一六二六二	一三六二八	一七三〇八	一四七七八
四 子	七九〇	八九七	七九〇	一九六六	一四〇五七	一五二七七	五二五七	—	一五二四〇	一五五五三	一六三三九	一四四五六	一八八四六	一四四九三
五 子	八五五	六七〇	八五五	二五四〇五	一三三〇	一六〇三三	四三九九	—	一五二四〇	一五一五三	一七七八六	一三〇七〇	二七三〇〇	一五三三三
六 子	一三九四	一三〇四	一三九四	三六二九	一八六六	三三三三	三五六二	—	八六九三	二四二二	一四七五	一三六二四	四三三二	一七三三八
七 子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇 子	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
一 子	九五五	九五五	九五五	三六六	一〇三三	一〇八八	七三〇	一〇〇七	一〇〇七	一〇六三	四〇〇〇	一〇三六七	一八七八	一〇八七五
二 子	九〇五	七三三	九〇五	一五三三	一〇八〇	一三六六	七〇六	三六五〇	三三六九	一三三五	八〇〇〇	一七〇七	四三三三	一三三三
三 子	八六六	二五八七	八六六	一八七五	二四四九	一五六九	七九六	三二八二	一五三九三	一四三七四	四〇〇〇	一六六七	二四二四	一五八三九
四 子	八三三	一〇六四八	八三三	二二六三	三三〇八	一五七三	六九六	三三〇〇	三九〇九	一四三六四	六〇〇〇	一四九九	三三三三	一五七七
五 子	八〇三	六三三	八〇三	二二七五	一七二四	一六一九	八〇六	四五六七	一八二五	一四九六	—	二二〇七	一三六六	一四〇六一
六 子	七三三	四三三	七三三	二七六八	一六四四	一九〇六	八八七	四二九六	一八六三	一五五〇	—	一三〇六	八八八五	一四三四
七 子	一四八	七八三	一四八	三三三五	一八二五	三三七八	七五七七	五七五〇	三三〇六	一三三〇	—	一五〇六	—	一四〇四

先づ全國平均に就て云へば、住居費中家賃は子女數を増す毎に漸落し、「其他」は必ずしも規則的でないがやはり低落の傾向があり、合計に於ても一二の例外を除けば漸減してゐる。此の傾向は市部も郡部も略、同様である。次に食費に就ては子女の増す毎に例外なく遞増するのは當然であつて、米麥費も「其他」の費用も、又都會も郡部も此の點變りはない。

即ち全國平均に於ては、米麥費は一三三・四三三、一四六・〇四、一七九・六四、二一七・七五、二五六・四五、二九八・三三、三一四・五六と漸増し、「其他」の費用は米麥費程顯著でないが、之亦略、漸増を示して居り、合計に於ては一〇・二三三、一一二・二二二、一三四・八六、一四九・四九、一五二・三八、一九四・九七、一八一・七三となつて居る。而して市部に於ては米麥

費の遞増率は郡部程顯著でないのに對して、「其他」の費目に郡部よりも増高率が大であることは注意に價し、合計に於ては一〇八・二七、一二三・九六、一三九・二八、一五二・七七、一六〇・二二、二二五・三三となつて、郡部の一一〇・八三、一二二・六六、一三六・九一、一五七・二五、一六一・〇九、一九九・〇六、二二七・八一と大なる逕庭はない。

次に衣料費に就て見れば、大人用は子供の増すに従て市部・郡部共に遞減するの傾向があり、全國平均に於ては無子世帯一〇〇に對し、一子世帯六九・五七、二子世帯六七・二五、三子世帯六七・四六、四子世帯五九・六四、五子世帯六二・五四、六子世帯六一・〇九、七子世帯六〇・八七となつてゐる。特に市部に於て此傾向の著しいことは統計の示す通りである。勿論子

供用の衣料費は子女の数が増すに従つて増大するのは當然であるが、前表に於ては例外的な無子世帯の子供用衣料費を基準としたため、異常な指數を現出したが、試みに一子世帯の衣料費を一〇〇として、二子以上世帯の衣料費を見れば次の如くである。

第八表 一子世帯を基準とせる子女數別子供用衣料費の指數

	全國	市部	郡部
一 子	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二 子	一二二	一一五	一三一
三 子	一四五	一三六	一五八
四 子	一六二	一四二	一八五
五 子	二〇四	一九四	二三五
六 子	一七四	一三六	二〇九
七 子	二四二	—	二八六

即ち一子を増す毎に衣料費の支出額は一般に遞増するのは云ふ迄もないが、其遞増率は市部よりも郡部の方が寧ろ大であつて、五子の場合市部は約二倍弱となるに對して、郡部は二倍以上となつてゐる。

斯くの如く衣料費に於て子女の増す毎に大人用の支出額は遞減し、子供用の費用が遞増すると云ふことは、取も直さず父母の犠牲に於て養育費が支出せられてゐると云ふことで、先の家賃の遞減と同じく注目に値ひするものと考へられる。尚ほ大人用及子供用を合計したる全額に於ては、兩者相殺のためさ程顯著ではないが、子女を増すに従て多少づつ増嵩し、全國平均に於ては無子世帯に對し三子で三五%餘、五子で五八%餘を増し、市部では同じく二〇%竝に三一%餘、又郡部では四五%弱竝に八九%強を夫々増してゐる。

最後に薪炭代・瓦斯代・電氣代及「其他」に分けられた光熱費は、子女數が増すに従て何れも増大してゐる。尤も瓦斯は殆ど全く市部にのみ使

用され、又薪炭は郡部に於てより多く使用されてゐるのであるが、全國平均に於ては多少之が蔽ひかくされた傾きがある。今市部の瓦斯代を見るに、無子世帯を一〇〇として、一子世帯より六子世帯まで一三一・二五、一四四・六四、一六一・六一、一六三・三九、一六七・八六、一四三・七五と概ね遞増し、又郡部の薪炭代も同様に一〇六・八二、一一二・二五、一四五・七四、一四二・六四、一四九・六一、一五五・〇四と遞増してゐる。電氣代も勿論遞増の傾向を示してゐるが、其の程度は瓦斯代及薪炭代の如く著しくない。又右三者竝に「其他」の費目共に、三四子迄は概して規則的且つ顯著に増嵩するが、四五子から其の増嵩率が概ね小さくなるか、或ひは又停止してゐることが注目される。

#### 第五 同一所得階級に於ける子女數と一般生活費の内譯

國民學校の職員の所得は既述の様に上下大なる開差はないが、それでも自ら其間若干の隔りがあり、殊に郡部と市部とを全體として比較すれば、稍、顯著な相違がある。而して一般に所得の増加に伴なひ生活内容に變化が起り、消費項目に異動が生ずるのは自然の數であるから、更に嚴密に子女の有無多寡によつて消費生活の變動を觀察するには、一層細かに所得階層を分け、能ふだけ等質的なものとしなければならぬ。仍て以下各所得階層夫々に就て住居費・食費・衣料費・光熱費の變化を検して見ることにする。尤も郡部に於ては八〇圓未満及一六〇圓以上、市部に於ては一〇〇圓未満及一八〇圓以上は世帯實數僅少で、子女數の分布も稀薄であるから、總て此らは省略に附したい。採録總數は全體に對して市部七割六分、郡部八割四部、全國八割である。

先づ實數を所得階級別・子女數別に掲げる。

第九表 所得階級別・子女數別一般生活費內譯

(一) 全 國

(1) 八〇圓以上 一〇〇圓未滿

子女數	世帯數	總額	住居費		食費		衣料費		光熱費						
			家賃	其他	米麥費	其他	大人用	子供用	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他			
總	七七七	六・四八	五・六七	三・三三	二・四四	九・九一	三〇・一八	八・四四	四・九四	六・四四	六・四四	三・三三	二・七一	三・三三	八・九一
〇	一六二	五・六三	七・八四	三・八〇	二・五四	七・九八	一九・二三	二・七〇	三・三三	七・九三	五・七七	二・二〇	五・五八	一・七七	三・三三
一	二四七	五・五三	六・〇六	三・〇四	九・一〇	九・五三	一八・六四	三・六六	七・九三	五・七七	三・三三	六・二二	一・七三	三・三三	八・五八
二	三三六	六・二四	四・九七	二・七六	七・七五	二・八三	一九・九八	三・八一	七・三三	六・〇五	二・四四	六・二四	一・七〇	三・三三	八・五八
三	九八	六・六六	四・〇九	四・五一	八・六〇	一・四九	一八・五六	三・五〇	七・七七	六・二二	二・四四	八・七〇	一・七七	三・三三	九・三〇
四	一〇八	八・〇三	二・七五	四・四三	七・〇〇	七・八三	一八・九七	三・七九	五・八八	七・八	三・三三	七・〇七	一・五三	三・三三	九・三〇
五	一	七・五五	—	—	—	二・六〇	二・五九	二・六〇	二・〇二						
六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 一〇〇圓以上 一二〇圓未滿

子女數	世帯數	總額	住居費		食費		衣料費		光熱費						
			家賃	其他	米麥費	其他	大人用	子供用	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他			
總	一三三	五・六八	三・三三	四・八〇	二・三三	三・三三	三・三三	八・四四	六・七九	二・五九	二・五九	三・三三	二・七一	三・三三	九・六四
〇	一五	七・五七	二・七五	八・七五	二・〇四	八・四七	二・五五	三・九八	三・九四	〇・五	二・五九	五・五七	一・九九	三・三三	八・三三
一	二七二	七・八六	一・〇七	四・一七	二・四九	一・〇八	二・五五	七・七七	五・四二	二・五九	二・五九	五・五七	二・〇五	三・三三	八・三三
二	二九七	七・〇三	七・七七	三・〇五	一・〇三	二・八五	二・三六	七・七九	七・七四	一・五五	一・五五	七・七七	二・〇五	三・三三	一〇・〇七
三	二〇二	七・三二	五・七七	六・三三	二・三九	二・五五	二・三六	七・六六	八・八三	一・六七	一・六七	八・五二	一・八九	三・三三	一〇・九三
四	二六	七・七五	四・四四	三・五〇	七・九四	二・七六	三・三六	七・四七	二・〇八	一・七五	一・七五	九・三三	一・九六	三・三三	二・九〇
五	三	七・六四	四・六〇	三・三三	三・〇四	三・〇九	四・一三	六・四七	二・一〇	一・七五	一・七五	九・三三	一・九六	三・三三	二・九〇
六	一	七・七四	五・〇〇	—	五・〇〇	三・八四	一・五七	三・五五	三・五〇	三・五〇	三・五〇	一・〇五	一・九六	三・三三	二・九〇
七	—	—	—	—	—	三・三六	一・五〇	三・六六	一・七〇	一・七〇	一・七〇	八・〇〇	—	三・三三	二・九〇

(3) 一二〇圓以上 一四〇圓未満

子女數	世帯數	總額	住居費		食費		衣料費		光熱費					
			家賃	其他合計	米麥費	其他合計	大人用	子供用	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他合計		
總	九五〇	八六四一	二二三七	一六〇四	一五五〇	二八九	四一四	九三二	八三八	一七五元	六五二	〇六八	〇九六	九六六
〇	一〇〇	七六六七	一三六六	六〇〇	八〇五	二八八七	三九三	三〇四	〇六九	一四二〇	五四二	〇六四	二〇三	八六六
一	一九七	八六四一	一五八六	四八〇	一〇〇八	二九三三	五九九九	九七五	七八六	一七六一	四四六	一〇〇	〇五〇	九六六
二	二五五	八七九一	一三六六	四五五	一三二六	三〇四八	四三六四	九一九	九〇〇	一八一九	六二四	〇七九	〇三三	九六六
三	三三一	八八〇〇	九六四	一五五五	一四七九	一五〇〇	二八七四	四四〇四	八八三	九六五	一八四七	〇六八	〇三六	一〇七一
四	四一	八七九六	七三三	五〇九	一九三二	二七三〇	四六六一	六九二	九七三	一六六三	七六四	〇六八	〇三六	一〇七一
五	四一	八七九六	五四一	五四四	二〇八五	三六三	二四六三	七五三	三三九	一九八一	八四三	〇三六	〇三三	一〇七一
六	三三	一〇二一八	五六七	三三三	六八九	三七一	五九九三	六六四	一〇〇四	六五四	一九六八	〇三三	一八九	二〇六
七	一	九一〇一	五七〇	〇六〇	四三〇	二八四八	二七五〇	五九九八	二〇〇	一〇九二	三三九三	七二	〇七〇	七八一

(4) 一四〇圓以上 一六〇圓未満

子女數	世帯數	總額	住居費		食費		衣料費		光熱費					
			家賃	其他合計	米麥費	其他合計	大人用	子供用	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他合計		
總	五〇六	九六九五	二二七六	一八七三	一四二五	五八六	四八一	一〇六三	八六六	一九二九	六七五	〇九六	二五〇	一〇六二
〇	六四	八二五五	一四三三	六三六	三〇六〇	九一三	三〇二六	三三三〇	〇三〇	一三六〇	五八四	〇七〇	二〇一	八九七
一	八七	九〇八九	一三三三	六四一	一九五四	一一〇八	三二〇八	二二七四	六九九	一八七三	五〇九	〇九二	二五五	九四六
二	一五一	九五六九	一四三三	四七五	一九〇九	一三三三	三二〇八	四三二六	二七四	六九九	一九七六	五二二	一五五	九四六
三	二二六	一〇四四七	一四三三	四七五	一九〇九	一三三三	三二〇八	四三二六	二七四	六九九	一九七六	五二二	一五五	九四六
四	七四	一〇三九九	一〇三六	七九四	三〇五五	一四四八	三六五四	五二〇二	九一〇	一九三三	九〇二	一〇八	二七七	一三三七
五	三七	九八九九	一〇三八	五八九	二六二七	一九二二	三三二五	五四三八	九六一	二三四六	三三〇七	七三三	〇九二	一三三七
六	六	九七九一	六九三	二六九	九六三	三三九三	二八九九	五二九三	八四二	二五三三	三三〇七	一〇三三	〇五二	一三三七
七	一	一四一七四	七〇〇	二二〇	九三〇	二二五四	三八八三	六〇七七	一〇三三	八二七	一八四九	七三九	〇三三	九七六

育兒費調査結果の概要(一)



(2) 一四〇圓以上 一四〇圓未満

子女數	世帯數	總額	住居費	食費	衣料費	光熱費				
總	四四	100.56	19.18	22.46	9.36	4.53	1.55	2.54	0.66	9.55
〇	五	9.54	3.6	3.5	1.45	0.7	0.3	0.2	0.2	7.6
一	一六	9.57	2.6	3.6	0.7	0.5	0.2	0.2	0.2	8.7
二	一四	10.57	2.7	3.7	0.8	0.5	0.2	0.2	0.2	8.8
三	八	10.73	2.8	3.8	0.9	0.6	0.3	0.3	0.3	9.2
四	五	12.04	3.4	4.2	1.0	0.7	0.4	0.4	0.4	9.7
五	五	12.65	3.5	4.3	1.1	0.8	0.5	0.5	0.5	10.2
六	一	13.3	4.0	4.8	1.2	0.9	0.6	0.6	0.6	10.6
七	一	13.3	4.0	4.8	1.2	0.9	0.6	0.6	0.6	10.6

(3) 一四〇圓以上 一六〇圓未満

子女數	世帯數	總額	住居費	食費	衣料費	光熱費				
總	三九	110.56	18.8	23.5	10.5	5.4	2.9	3.9	1.5	10.5
〇	三	10.00	3.0	3.0	1.0	0.5	0.2	0.2	0.2	8.5
一	五	10.91	3.1	3.1	1.1	0.3	0.2	0.2	0.2	9.0
二	一五	10.90	2.8	3.0	0.9	0.3	0.2	0.2	0.2	9.2
三	九	12.75	3.5	3.7	1.2	0.4	0.3	0.3	0.3	10.3
四	六	12.90	3.7	3.9	1.3	0.4	0.3	0.3	0.3	10.4
五	六	14.04	4.0	4.3	1.4	0.5	0.4	0.4	0.4	10.5
六	二	14.04	4.0	4.3	1.4	0.5	0.4	0.4	0.4	10.5
七	一	14.04	4.0	4.3	1.4	0.5	0.4	0.4	0.4	10.5

育児費調査結果の概要(一)





(4) 一四〇圓以上 一六〇圓未満

子女數	世帯數	總額	住居費			食費			大人用子供用合計	光熱費					
			家賃	其他	合計	米麥費	其他	合計		薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他	合計	
總數	三七	1,610.00	400.00	48.00	848.00	1,561.00	37.00	2,000.00	86.00	1,011.00	1,011.00	1,011.00	1,011.00	1,011.00	1,011.00
〇子	三	56.53	4.00	3.53	7.53	6.51	1.02	6.51	0.01	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51	6.51
一子	三	70.59	3.73	7.01	10.74	2.64	8.10	10.74	0.7	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61
二子	四	77.11	3.90	7.90	11.80	3.55	8.25	11.80	0.9	2.64	2.64	2.64	2.64	2.64	2.64
三子	四	78.85	4.00	7.85	11.85	3.70	8.15	11.85	1.0	2.74	2.74	2.74	2.74	2.74	2.74
四子	五	90.66	3.67	5.31	8.98	2.99	5.99	8.98	1.0	1.99	1.99	1.99	1.99	1.99	1.99
五子	三	92.74	5.01	2.31	7.32	2.48	4.84	7.32	1.1	2.31	2.31	2.31	2.31	2.31	2.31
六子	四	76.45	—	3.06	3.06	2.55	5.61	3.06	1.99	1.99	1.99	1.99	1.99	1.99	1.99
七子	一	122.24	—	8.25	8.25	5.87	8.87	8.25	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85	1.85

今、以上の數字に就て子女數別の變動が如何に現はれてゐるかを容易に觀察するために、總支出額に對する各費目の百分率を算出すれば次の如くなる。

第十表 所得階級別・子女數別一般生活費内譯の百分率

(一) 全 國

(1) 八〇圓以上 一〇〇圓未満

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費	子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
總數	1,000.00	1,410.00	490.90	319.40	1,430.00	〇子	1,000.00	1,410.00	490.90	319.40	1,430.00
〇子	1,000.00	198.66	46.23	20.64	133.27	一子	1,000.00	278.11	43.47	176.66	110.55
一子	1,000.00	152.29	47.31	25.00	143.88	二子	1,000.00	207.55	49.29	183.44	116.23
二子	1,000.00	122.22	51.94	22.88	133.55	三子	1,000.00	146.22	49.49	217.5	141.4
三子	1,000.00	122.60	49.08	22.52	168.2	四子	1,000.00	98.5	52.78	224.3	149.3
四子	1,000.00	108.5	55.42	19.67	140.6	五子	1,000.00	—	49.71	277.6	160.7
						六子	1,000.00	—	55.07	258.9	190.4
						七子	1,000.00	—	—	—	—

(2) 一〇〇圓以上 一二〇圓未満

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
總數	1,000.00	1,410.00	490.90	319.40	1,430.00
〇子	1,000.00	198.66	46.23	20.64	133.27
一子	1,000.00	152.29	47.31	25.00	143.88
二子	1,000.00	122.22	51.94	22.88	133.55
三子	1,000.00	122.60	49.08	22.52	168.2
四子	1,000.00	108.5	55.42	19.67	140.6
五子	1,000.00	—	49.71	277.6	160.7
六子	1,000.00	—	55.07	258.9	190.4
七子	1,000.00	—	—	—	—

(3) 一二〇圓以上 一四〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
總數	100.00	19.03	44.08	10.36	11.53
〇子	100.00	25.15	45.55	18.39	10.90
一子	100.00	23.33	45.59	20.38	10.72
二子	100.00	19.55	46.50	20.69	11.25
三子	100.00	16.81	50.05	20.99	11.17
四子	100.00	14.37	53.98	19.26	11.40
五子	100.00	12.34	52.58	22.52	11.57
六子	100.00	6.81	61.91	19.35	11.92
七子	100.00	4.72	61.51	25.18	8.58

(4) 一四〇圓以上 一六〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
總數	100.00	19.33	49.62	19.90	11.16
〇子	100.00	24.95	47.70	16.47	10.87
一子	100.00	22.50	47.49	20.61	10.41
二子	100.00	19.95	49.68	20.65	9.71
三子	100.00	19.67	48.84	18.50	11.99
四子	100.00	15.65	52.29	21.32	10.84
五子	100.00	9.76	52.66	24.08	13.50
六子	100.00	9.50	61.66	18.88	9.97
七子	100.00	5.77	62.99	23.77	7.47

(5) 一六〇圓以上 一八〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
總數	100.00	19.87	49.62	10.03	10.48
〇子	100.00	23.99	42.27	23.96	10.79

(1) 一〇〇圓以上 一二〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
總數	100.00	28.33	45.64	17.30	8.73
〇子	100.00	36.01	39.36	17.36	7.26
一子	100.00	26.74	47.28	17.19	8.90
二子	100.00	23.76	48.23	19.98	9.14
三子	100.00	27.51	50.31	12.49	9.69
四子	100.00	13.37	59.72	11.11	15.91
五子	100.00	16.41	60.12	37.1	19.76
六子	100.00	—	—	—	—
七子	100.00	—	—	—	—

(2) 市部

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
總數	100.00	34.58	49.15	17.24	9.10
〇子	100.00	29.81	46.41	15.91	7.89
一子	100.00	26.91	45.54	18.29	9.26
二子	100.00	23.94	48.91	17.92	9.23
三子	100.00	19.86	54.31	16.76	9.07
四子	100.00	22.59	54.35	14.01	10.03

(2) 一二〇圓以上 一四〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
總數	100.00	34.58	49.15	17.24	9.10
〇子	100.00	29.81	46.41	15.91	7.89
一子	100.00	26.91	45.54	18.29	9.26
二子	100.00	23.94	48.91	17.92	9.23
三子	100.00	19.86	54.31	16.76	9.07
四子	100.00	22.59	54.35	14.01	10.03

育兒費調査結果の概要(一)

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
七子	100.00	27.78	48.69	14.38	8.95
六子	100.00	23.67	71.39	9.77	6.17
五子	100.00	—	—	—	—

(3) 一四〇圓以上 一六〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
七子	100.00	15.50	67.02	5.94	11.54
六子	100.00	14.87	52.70	23.75	8.69
五子	100.00	19.98	54.13	16.96	8.92
四子	100.00	22.21	49.51	17.67	11.62
三子	100.00	23.87	49.29	19.33	8.62
二子	100.00	24.23	46.07	21.04	8.67
一子	100.00	30.50	45.08	16.80	7.62
總數	100.00	33.66	492.4	185.2	94.8

(4) 一六〇圓以上 一八〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
七子	100.00	23.34	55.67	14.19	7.59
六子	100.00	20.97	54.31	14.60	10.2
五子	100.00	23.01	53.95	14.55	9.48
四子	100.00	23.23	51.18	17.84	8.74
三子	100.00	22.83	49.07	19.77	8.33
二子	100.00	23.03	46.81	23.29	7.86
一子	100.00	28.04	39.39	23.71	8.85
總數	100.00	33.33	497.8	187.8	87.0

(三) 郡部

(1) 八〇圓以上 一〇〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
七子	100.00	11.95	47.81	25.51	14.74
六子	100.00	11.64	45.76	27.15	15.42
五子	100.00	17.48	44.15	23.49	15.69
四子	100.00	13.52	47.28	24.26	14.94
三子	100.00	11.25	52.52	23.51	13.80
二子	100.00	12.35	48.58	22.06	17.03
一子	100.00	16.33	47.49	21.07	15.09
總數	100.00	33.87	495.3	336.7	149.4

(2) 一〇〇圓以上 一二〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
七子	100.00	6.45	49.72	27.76	16.07
六子	100.00	9.11	51.94	24.54	14.39
五子	100.00	10.17	51.63	22.66	15.33
四子	100.00	12.7	49.42	22.53	14.53
三子	100.00	12.8	49.33	23.70	15.81
二子	100.00	14.80	51.39	19.46	14.35
一子	100.00	16.88	48.95	18.06	16.11
總數	100.00	39.0	501.5	328.6	150.9

(3) 百二〇圓以上 百四〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
七子	100.00	17.48	44.15	23.49	15.69
六子	100.00	11.64	45.76	27.15	15.42
五子	100.00	11.95	47.81	25.51	14.74
總數	100.00	35.0	490.0	340.5	149.3

三	子	100.00	14.14	46.36	24.63	14.85
四	子	100.00	10.47	53.91	21.18	13.25
五	子	100.00	9.30	53.30	24.12	13.30
六	子	100.00	6.06	60.70	20.59	12.65
七	子	100.00	4.72	61.51	25.18	8.58

(4) 一四〇圓以上 一六〇圓未満

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費	
總數	100.00	11.69	50.46	33.95	14.88	
〇	子	100.00	13.78	53.99	15.82	17.41
一	子	100.00	15.20	50.77	19.65	14.36
二	子	100.00	9.81	51.05	25.60	13.52
三	子	100.00	14.88	46.76	21.22	17.21
四	子	100.00	9.75	49.79	27.03	13.44
五	子	100.00	7.89	52.66	24.22	15.25
六	子	100.00	3.99	56.74	20.73	8.53
七	子	100.00	5.77	62.99	23.77	7.47

以上の百分率表から歸納して多少の説明を加へて見よう。先づ總平均に就て見れば、郡部に於ては所得の如何に拘はらず、各費目の占むる夫々の割合は殆ど不變であるといふことが指摘される。即ち住居費の割合は一四〇圓乃至一六〇圓階級の二一・六九%を最低として、概ね一二%強、食費は一二〇圓乃至一四〇圓階級の四九%を最低として他は概ね五〇%内外、衣料費は一〇〇圓乃至一二〇圓階級の二一・八六%を最低として二二乃至二四%、光熱費は二二〇圓乃至二四〇圓階級の二四・四三%を最低として大體一五%内外を占めてゐるのである。

然るに之が市部になると費目によつては相當の變化を見ることが看取される。即ち住居費に就ては最下層の一〇〇圓乃至一二〇圓階級の二

八・三三%を最高として順次遞減して一六〇圓乃至一八〇圓階級の二二・二七三%となり、所謂シユワローベの家賃の法則が茲にも現はれてゐるといふことが出来る。次に食費に就ては一〇〇圓乃至一二〇圓階級の四五・六四%を最低として、他は總て四九%臺であるが、所得の増大につれて多少づゝ遞増してゐる。衣料費は概ね一七一・一八%で、輕微な遞増傾向とも云へるが、殆ど不變であり、又光熱費は八一・九%で之亦略々不變と云つてよろし

ら。郡部と市部とを合計した全國平均は、八〇圓から一八〇圓迄五階級あるわけであるが、其大體の傾向は郡部が相殺されるか、或は上下兩層に於て市、郡本來の傾向が其儘現はれて、又自ら別個の様相を呈してゐるのである。即ち住居費に就ては、八〇圓乃至一〇〇圓階級の二四・七〇%を最低として、漸次増大して、一六〇圓乃至一八〇圓階級の二九・八七%に及び、先に掲げたシユワローベの法則と正に反對の傾向を示してゐる。

次に食費に就ては一〇〇圓乃至一二〇圓階級の四八・九一%を最低として、他は總て四九%臺であつて殆ど不動である。所得が増すに従て食費の占むる割合は少なくなるといふ有名なエンゲルの法則は、此程度の所得差に於ては發現しないことが觀察されるのである。又衣料費は八〇圓乃至一〇〇圓階級の二一・九三%を最高として略々遞減して二〇%内外となり、更に光熱費は之亦八〇圓乃至一〇〇圓階級の二四・三〇%を最高として一六〇圓乃至一八〇圓階級の二〇・四八%迄明かに遞減してゐることが看取されるのである。

次に子供の有無多寡によつて此等の割合は如何に變化するかを見よう。先づ住居費に就て云へば、其の郡部たると市部たるとを問はず、又所得階級の如何を問はず、無子世帯を最高として、子女の増すに従て遞減するの

傾向を示してゐる。之は全く意外な現象であるが、殆んど全く一貫した事實であつて、寔に注目に値すると云へる。次に食費に就ては之と反對に何れの場合も無子世帯が最低の割合を占めて、子女の増すに應じて其の占むる割合は大となつてゐる。この事は一般に豫想せらるゝ所であつて、敢て不思議となすに足らない。衣料費の割合は郡部に於ては各所得階級共に概ね無子世帯を最低として子女の増すに従て遞増するの傾向を示してゐるが、市部に於ては無子世帯必ずしも低からず、一六〇圓乃至一八〇圓階級の如きは却て無子世帯が最高で、他は漸減して居り、又他の所得階級では一子或は二子世帯が最高を示して、他は遞減するか又は固定的であることを示してゐる。之を全國的に見れば、一〇〇圓乃至一六〇圓階級では多少とも遞増の傾向があり、一六〇圓乃至一八〇圓階級では之と反對に明かに遞減を示して居り、最下級の八〇圓乃至一〇〇圓では不規則ながら概して固定的であると云へる。又光熱費の占むる割合は郡部市部共に各所得階級を通じて、概ね固定的であつて、子女の有無寡に依つてさ程顯著な變化を見せてゐない。強ひて云へば郡部に於ては一二〇圓乃至一四〇圓階級では子女の増すに従て漸減し、市部に於ては一〇〇圓乃至一二〇圓階級に於て、之と反對に遞増してゐることが指摘される。之を全國平均に見れば、一〇〇圓乃至一二〇圓階級では、子女の數と共に遞増し、他の階級に於ては多少増加の傾向があるが、略、固定的であると云つて差支へない。

次に各所得階級に於ける一般生活費の内譯が子女の有無寡によつて如何に變化するかを見よう。左表は無子世帯の支出を基準としてその指數を出したものである。

第十一表 無子世帯を基準とせる各所得階級一般生活費内譯の子女數別指數

		(1) 全國					(2) 八〇圓以上 一〇〇圓未満				
子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費	子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
0 子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	0 子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
1 子	131.70	104.56	112.80	124.89	110.77	1 子	131.70	104.56	112.80	124.89	110.77
2 子	114.66	89.16	122.11	129.01	118.30	2 子	114.66	89.16	122.11	129.01	118.30
0 子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	0 子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
1 子	131.70	104.56	112.80	124.89	110.77	1 子	131.70	104.56	112.80	124.89	110.77
2 子	114.66	89.16	122.11	129.01	118.30	2 子	114.66	89.16	122.11	129.01	118.30
3 子	101.50	78.18	103.91	113.14	110.03	3 子	101.50	78.18	103.91	113.14	110.03
4 子	104.47	66.41	117.38	110.74	106.68	4 子	104.47	66.41	117.38	110.74	106.68
5 子	116.40	73.88	123.62	121.40	147.56	5 子	116.40	73.88	123.62	121.40	147.56
6 子	133.20	61.86	135.76	107.93	119.92	6 子	133.20	61.86	135.76	107.93	119.92
7 子	147.00	59.11	135.31	190.83	176.09	7 子	147.00	59.11	135.31	190.83	176.09
8 子	136.10	—	153.14	125.62	237.15	8 子	136.10	—	153.14	125.62	237.15
9 子	—	—	—	—	—	9 子	—	—	—	—	—
10 子	—	—	—	—	—	10 子	—	—	—	—	—
11 子	—	—	—	—	—	11 子	—	—	—	—	—
12 子	—	—	—	—	—	12 子	—	—	—	—	—
13 子	—	—	—	—	—	13 子	—	—	—	—	—
14 子	—	—	—	—	—	14 子	—	—	—	—	—
15 子	—	—	—	—	—	15 子	—	—	—	—	—
16 子	—	—	—	—	—	16 子	—	—	—	—	—
17 子	—	—	—	—	—	17 子	—	—	—	—	—
18 子	—	—	—	—	—	18 子	—	—	—	—	—
19 子	—	—	—	—	—	19 子	—	—	—	—	—
20 子	—	—	—	—	—	20 子	—	—	—	—	—
21 子	—	—	—	—	—	21 子	—	—	—	—	—
22 子	—	—	—	—	—	22 子	—	—	—	—	—
23 子	—	—	—	—	—	23 子	—	—	—	—	—
24 子	—	—	—	—	—	24 子	—	—	—	—	—
25 子	—	—	—	—	—	25 子	—	—	—	—	—
26 子	—	—	—	—	—	26 子	—	—	—	—	—
27 子	—	—	—	—	—	27 子	—	—	—	—	—
28 子	—	—	—	—	—	28 子	—	—	—	—	—
29 子	—	—	—	—	—	29 子	—	—	—	—	—
30 子	—	—	—	—	—	30 子	—	—	—	—	—
31 子	—	—	—	—	—	31 子	—	—	—	—	—
32 子	—	—	—	—	—	32 子	—	—	—	—	—
33 子	—	—	—	—	—	33 子	—	—	—	—	—
34 子	—	—	—	—	—	34 子	—	—	—	—	—
35 子	—	—	—	—	—	35 子	—	—	—	—	—
36 子	—	—	—	—	—	36 子	—	—	—	—	—
37 子	—	—	—	—	—	37 子	—	—	—	—	—
38 子	—	—	—	—	—	38 子	—	—	—	—	—
39 子	—	—	—	—	—	39 子	—	—	—	—	—
40 子	—	—	—	—	—	40 子	—	—	—	—	—
41 子	—	—	—	—	—	41 子	—	—	—	—	—
42 子	—	—	—	—	—	42 子	—	—	—	—	—
43 子	—	—	—	—	—	43 子	—	—	—	—	—
44 子	—	—	—	—	—	44 子	—	—	—	—	—
45 子	—	—	—	—	—	45 子	—	—	—	—	—
46 子	—	—	—	—	—	46 子	—	—	—	—	—
47 子	—	—	—	—	—	47 子	—	—	—	—	—
48 子	—	—	—	—	—	48 子	—	—	—	—	—
49 子	—	—	—	—	—	49 子	—	—	—	—	—
50 子	—	—	—	—	—	50 子	—	—	—	—	—

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
三子	一一四・七八	七六・七一	一三六・二二	一五〇・九九	一三六・一一
四子	一一三・六四	六四・五七	一三三・四八	一七・九四	一三二・一一
五子	一一四・七四	五八・二八	一三二・四五	一四〇・五〇	一五二・三〇
六子	一一二・九七	五五・七四	一七九・五八	一三八・八七	一四四・二六
七子	一一八・七〇	二二・五〇	一六〇・五一	一六二・五五	九三・四二

(4) 一四〇圓以上 一六〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
〇子	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一子	一一〇・一〇	九四・八五	一〇九・六〇	一五七・七二	一〇五・四六
二子	一一五・九三	九二・六七	一二〇・七二	一四五・二九	一〇三・五七
三子	一二六・五五	九九・七六	一二九・五八	一四二・二五	一五一・二八
四子	一二四・九七	七八・九八	一三六・〇九	一六二・二八	一二五・六四
五子	一一九・四四	四六・七〇	一三一・八四	一七四・五六	一四八・三八
六子	一一八・六一	四五・一五	一五三・五〇	一三五・九六	一〇八・八一
七子	一一七・一〇	五九・五六	一二五・九三	二四六・八四	一二七・六一

(5) 一六〇圓以上 一八〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
〇子	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一子	一一五・〇九	一〇二・四一	一二九・三二	一〇三・七六	一一二・二八
二子	一二三・三二	九九・七六	一三二・七三	一〇〇・〇〇	九五・四七
三子	一三七・〇一	一〇八・六九	一五〇・三一	一〇四・六七	一二四・一七
四子	一一八・三七	九六・九八	一四八・八七	八三・二五	一二二・二五
五子	一〇七・五八	七七・八九	一三三・九七	七三・二五	一四三・七一
六子	一六五・九三	一二五・四六	二〇一・九八	一四五・五六	一五五・七九
七子	—	—	—	—	—

(1) 市 部

(1) 一〇〇圓以上 一二〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
〇子	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一子	九三・六三	六九・五四	一一二・三四	九二・七五	一一四・八一
二子	一〇四・八四	六六・二六	一二八・一八	一二〇・六七	一三二・〇五
三子	一一五・八五	八八・五二	一四八・〇七	八五・三二	一五四・七〇
四子	一〇七・三三	三五・五六	一六二・八六	六八・六七	二三五・三三
五子	一二九・三〇	六三・四二	二二二・六一	二九・七八	三七八・九二
六子	—	—	—	—	—
七子	—	—	—	—	—

(2) 一二〇圓以上 一四〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
〇子	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一子	一〇三・八八	九二・四三	一〇〇・四六	一一七・七四	一一〇・一九
二子	一〇七・五三	八六・三七	一一三・三一	一一二・一〇	一二五・七五
三子	一一四・七三	七六・四三	一二四・二五	一一〇・九〇	一三一・八四
四子	一二〇・八五	八七・五五	一四一・五三	一〇六・四五	一五三・六六
五子	一二六・八四	一一八・二三	一三三・六三	一一四・六五	一四三・九〇
六子	一二七・六六	六二・七七	二二七・一四	九〇・七三	一一五・四五
七子	—	—	—	—	—

(3) 一四〇圓以上 一六〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
〇子	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一子	九九・一一	七七・一七	九九・二三	一一一・五八	一一〇・五五
二子	九九・九一	七四・九三	一〇九・二三	一一四・三五	一一三・〇一
三子	一〇九・〇九	七五・八八	一二九・八〇	一二四・七四	一六六・三八

(4) 一六〇圓以上 一八〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
四子	102.38	71.59	131.18	110.29	127.98
五子	111.25	54.24	130.04	157.23	126.99
六子	111.30	66.75	195.19	46.44	198.90
七子	—	—	—	—	—

(1) 八〇圓以上 一〇〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
〇子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
一子	109.30	85.79	129.79	107.27	96.91
二子	111.26	90.59	138.62	92.77	104.68
三子	116.48	92.37	151.36	87.61	115.00
四子	117.56	92.31	161.02	72.22	125.96
五子	103.99	77.76	143.40	64.02	118.94
六子	153.99	122.71	228.44	92.18	122.02
七子	—	—	—	—	—

(3) 郡部

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
〇子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
一子	108.33	89.61	107.74	124.61	107.13
二子	113.33	76.91	124.54	120.31	103.00
三子	128.16	95.73	132.10	134.20	144.63
四子	133.30	81.99	146.11	126.92	126.63
五子	151.51	78.29	145.63	206.71	171.25
六子	141.49	—	164.81	136.08	230.63
七子	—	—	—	—	—

(2) 一〇〇圓以上 一二〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
〇子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
一子	106.90	93.74	122.23	115.28	95.22
二子	115.80	83.55	126.69	145.54	113.68
三子	116.80	108.07	146.09	168.25	121.58
四子	116.34	83.33	145.79	175.00	131.59
五子	116.08	72.40	142.28	182.24	119.80
六子	116.79	53.08	140.96	213.29	138.49
七子	117.65	—	133.36	168.65	139.04

(3) 一二〇圓以上 一四〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
〇子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
一子	110.91	73.86	115.02	133.94	107.67
二子	113.06	83.45	132.20	138.45	113.21
三子	128.87	104.26	135.34	141.26	120.45
四子	134.47	80.50	164.20	126.64	122.24
五子	141.63	75.31	170.99	151.92	118.53
六子	163.53	57.41	227.60	151.54	131.74
七子	153.99	41.63	224.56	172.46	83.27

(4) 一四〇圓以上 一六〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
〇子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
一子	114.89	137.74	119.67	155.15	103.15
二子	114.04	88.32	119.50	200.78	96.34
三子	139.51	150.58	123.11	186.24	137.91

四	子	一五九九一	一一二八四	一五〇三五	二七三・二七	一三三四八
五	子	一六四〇八	九三・九七	一六三・〇七	二五・一一三	一四三七〇
六	子	一三五・五八	三九・二八	一四四・一八	二六三・四三	六六四六
七	子	二四九・八九	一〇四・六三	二九七・〇六	三七五・五〇	一〇七・三二

右によつてみれば、總支出額は郡部・市部とも各所得階級を通じて、概ね子女数が多い程増大してゐることが判る。僅かの例外は市部の一〇〇圓乃至一四〇圓階級に於て一子世帯が、一四〇圓乃至一六〇圓階級に於て一子及二子世帯が、又全國平均の一〇〇圓乃至一二〇圓階級に就て同じく一子及二子世帯が、無子世帯よりも低くなつてゐることである。

住居費に就ては第三節の總平均の部に於ても指摘した通り、無子世帯が最高を示し、子女数が増すに従つて略、規則的に遞減して居り、之に對しては殆んど例外が見出されない位である。反對に食費に於ては子女数の増加と共に増嵩してゐるのは云ふ迄もなく、之に就ても殆ど例外はない。然るに衣料費及光熱費に於ては、都市と郡部と又所得の大小に依つて稍、異

第十二表 所得階級別・子女數別衣料費の大人用・子供用別百分率

(一) 全 國

子女數	八〇圓以上一〇〇圓未滿		一〇〇圓以上一二〇圓未滿		一二〇圓以上一四〇圓未滿		一四〇圓以上一六〇圓未滿		一六〇圓以上一八〇圓未滿	
	合計	大人 子供	合計	大人 子供	合計	大人 子供	合計	大人 子供	合計	大人 子供
總數	100.00	三三・三三	100.00	五五・五〇	100.00	四七・〇七	100.00	五三・九三	100.00	五七・〇七
〇 子	100.00	九・四三	100.00	九・六三	100.00	九・九一	100.00	四・八九	100.00	六・七九
一 子	100.00	五七・八五	100.00	四二・二五	100.00	五八・九五	100.00	四〇・〇五	100.00	四四・六三
二 子	100.00	四八・八五	100.00	四三・二五	100.00	五〇・二六	100.00	四九・六四	100.00	四九・四八
三 子	100.00	五二・八九	100.00	四七・二一	100.00	四七・四一	100.00	四七・七五	100.00	五三・二五
四 子	100.00	四四・〇三	100.00	四二・九八	100.00	四二・五八	100.00	四一・五五	100.00	四二・四五

つた様相を呈してゐる。先づ光熱費に就て云へば、大體に於て市郡の別なく、又所得階級の如何を問はず、子女数の増すに従つて増大してゐることは看取されるが、其増加ぶりは必ずしも食費の様に規則的であるといふことを得ない。次に衣料費に於ては、郡部では各所得階級とも子女数に應じて概ね遞増の傾向があるが、此場合も多子者必ずしも高率ではない。所が市部に於ては明かに郡部と異つた傾向が見られる。即ち一〇〇圓乃至一二〇圓階級では子女数が増すに従つて略、漸減し、一二〇圓乃至一四〇圓階級では二子及三子世帯を最高として居り、一四〇圓乃至一六〇圓階級及一六〇圓乃至一八〇圓階級では一子を最高として漸減して居る。要するに市部に於ては衣料費は概して子女の數に應じて増加することなく、寧ろ反對に減少してゐることが窺はれるのである。但し之は子女の衣料費が斯くの如く遞減するといふよりも、両親の衣料費が遞減してゐるのであつて、此ことは既掲第七表によつても之を推察することが出来るが、次に掲ぐる第十二表によつてより明白となる。

五	子	100.00	五三三	四六六	100.00	五六二	六一八	100.00	五九六	六二四	100.00	五九七	六四三	100.00	二九六	七〇〇
六	子	100.00	四〇七	五三二	100.00	—	100.00	100.00	五二六	四八七	100.00	五三七	四七三	100.00	三九六	六〇〇
七	子	—	—	—	100.00	—	100.00	100.00	五三六	四七四	100.00	五九七	六〇七	—	—	—

(一) 市 部

總	子	100.00	六八二	三二八九	100.00	100.00	五三三七	四六六三	100.00	五九二九	四〇七一	100.00	五八四六	四一五四	100.00	五八四
一	子	100.00	九九二九	七一	100.00	100.00	九七五一	二四九	100.00	100.00	100.00	100.00	四〇七	100.00	100.00	四一五四
二	子	100.00	五八〇〇	四二〇〇	100.00	100.00	五三九四	四六〇六	100.00	六三二七	三六七三	100.00	六三四二	100.00	100.00	三六五八
三	子	100.00	五六三七	四三六三	100.00	100.00	四八九五	五一〇五	100.00	六一五三	三八四七	100.00	五六二九	100.00	100.00	四三七一
四	子	100.00	三五四五	六四九五	100.00	100.00	三九六三	六〇三七	100.00	五〇一二	四九八八	100.00	五二〇九	100.00	100.00	四七九一
五	子	100.00	六五三一	三四六九	100.00	100.00	四八二三	五一七七	100.00	四一四〇	五八六〇	100.00	四七〇八	100.00	100.00	五二九二
六	子	—	—	—	100.00	100.00	三七六三	六二三七	100.00	四四七五	五五二五	100.00	三三〇七	100.00	100.00	六七九三
七	子	—	—	—	100.00	100.00	三七〇四	六二九六	100.00	四四九一	五五〇九	100.00	三四三八	100.00	100.00	六五六三

(二) 郡 部

總	子	100.00	六八一	三八一九	100.00	100.00	五二七二	四八二八	100.00	五二五三	四七四七	100.00	四七六二	100.00	五二三八
一	子	100.00	九九一九	八一	100.00	100.00	100.00	—	100.00	九二三三	七六七	100.00	九三〇六	100.00	六九四
二	子	100.00	五七二六	四二七四	100.00	100.00	五九七八	四〇三三	100.00	五八五四	四一四六	100.00	六一二八	100.00	三八七二
三	子	100.00	五五二三	四四八七	100.00	100.00	四八六〇	五一四〇	100.00	五二〇一	四七九九	100.00	四二五六	100.00	五七四四
四	子	100.00	五二九〇	四七一〇	100.00	100.00	四七九六	五二〇四	100.00	五二五一	四七四九	100.00	三九二六	100.00	六〇八四
五	子	100.00	四五〇二	五四九八	100.00	100.00	四二三五	五七六五	100.00	五九九三	六〇〇七	100.00	四五四〇	100.00	五四六〇
六	子	100.00	五二二三	四七六八	100.00	100.00	三七四七	六二五三	100.00	五七九九	六二〇一	100.00	三三一二	100.00	六七八八
七	子	—	—	—	100.00	100.00	—	100.00	100.00	五二一四	四七八六	100.00	五七一	100.00	四二八九
總	子	—	—	—	100.00	100.00	—	100.00	100.00	五二三六	四七六四	100.00	三九二九	100.00	六〇七一